

第55回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和6年6月19日（水）
13:30～14:20
場 所 岩手県水産会館大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議 事

- (1) 岩手県環境審議会会長の選任について
- (2) 岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について
- (3) 岩手県環境審議会部会員の指名について

5 報 告

- (1) 令和5年度岩手県環境基本計画の進捗状況について
- (2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (3) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

6 その他

(出席委員)

岩井光信委員、工藤貴子委員、齊藤貢委員、佐々木千恵子委員、佐藤信逸委員、佐藤美加子委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、丹野高三委員、寺長根実委員、山崎朗子委員、杉山佳弘特別委員（谷尻智恵子氏 代理出席）

(リモート出席委員)

伊藤歩委員、大友幸子委員、櫻井麗賀委員、篠原亜希委員、辻盛生委員、晴山渉委員、山内貴義委員、宮本亮特別委員、宮本健也特別委員（樋川満氏 代理出席）

(欠席委員)

石川奈緒委員、小野澤章子委員、小野寺真澄委員、佐藤康委員、武田哲委員、塚本善弘委員、盛合敏子委員

(五十音順)

1. 開 会

- 小國副部長兼環境生活企画室長 それでは、お時間になりましたのでこれから会議を開催させていただきます。ただ今から第55回岩手県環境審議会を開催いたします。

私は事務局を担当しております、環境生活部副部長の小國でございます。暫時、司会を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いたします。これより着座で失礼いたします。本日は、委員28名のうち21名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、当審議会ですが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

2. 挨拶

- 小國副部長兼環境生活企画室長 それでは開会にあたり、環境生活部長の大畑より御挨拶申し上げます。
- 大畑部長 環境生活部長の大畑と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、第55回岩手県環境審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。
委員の皆様方には、お忙しい中、またお暑い中、御出席いただきまして厚く御礼を申し上げます。また、日頃より本県の環境行政の推進に、格別の御理解をいただき、様々な御協力をいただいていることに対し、改めて御礼申し上げます。
この度の委員改選に当たりましては、25名の皆様に委員就任を御承諾いただきまして、誠にありがとうございました。また、国の関係地方行政機関におかれましても、特別委員として3名の方々に御就任をいただいております。重ねて感謝を申し上げます。
本審議会は、環境基本法などの法律に規定に基づきまして、県内における環境保全等に関する重要事項についてご審議いただくことを目的として設置をしております。また、審議会には、大気、水質、自然、鳥獣、温泉の4つの部会、それから住宅宿泊事業特別部会が設置されており、知事からの諮問事項等について御審議をいただくこととしてございます。
本日は、岩手県環境基本計画の令和5年度の進捗状況について御報告するほか、昨年度各部会におきまして御審議いただきました結果について御報告させていただきたいと思っております。
本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

3 委員紹介

- 小國副部長兼環境生活企画室長 続きまして、任期満了により委員の改正がございましたので、50音順に委員の皆様をご紹介させていただきます。
岩井光信委員、工藤貴子委員、齊藤貢委員、佐々木千恵子委員、佐藤信逸委員、佐藤美加子委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、丹野高三委員、寺長根実委員、山崎朗子委員、杉山佳弘特別委員の代理でご出席いただいております経済産業省東北経済産業局資源環境部。環境資源循環経済課長 谷尻様でございます。
また、リモートにてご出席の皆様についてご紹介いたします。伊藤歩委員、大友幸子委員、櫻井麗賀委員、篠原亜希委員、辻盛生委員、晴山渉委員、山内貴義委員、宮本亮特別委員、宮本健也特別委員の代理で国土交通省東北地方整備局企画部環境調整官の樋川様でございます。
なお、本日は御欠席の委員が7名おりますのでお名前を御紹介させていただきます。石川奈緒委員、小野澤章子委員、小野寺真澄委員、佐藤康委員、武田哲委員、塚本善弘委員、盛合敏子委員でございます。

4 議事

- (1) 岩手県環境審議会会長の選任について

- (2) 岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について
- (3) 岩手県環境審議会部会員の指名について

○ 小國副部長兼環境生活企画室長 それでは、ただ今から、次第に基づきまして進めさせていただきます。次第4の議事に入ります。本来であれば、審議会の会長が議長を務めるところでございますが、本日の審議会は委員改選後の最初の審議会となりますので、暫時、事務局において進行させていただきます。

議事の「(1)岩手県環境審議会会長の選任について」でございます。審議会条例第3条第1項の規定によりまして、同審議会に会長1名を置くこととされており、その選出は議員の互選となっております。互選の方法につきまして、委員の方から何か提案等ある場合はお願いいたします。

○ 齊藤委員 会長ですけれども、前期に引き続き渋谷晃太郎委員を推薦したいと思えます。渋谷委員におかれましては、これまでも岩手県環境審議会を長きに渡って務めておられますし、また環境政策について幅広く精通されていることから、今回も渋谷委員を推薦いたします。

○ 小國副部長兼環境生活企画室長 ありがとうございます。ただいま齊藤委員からご提案ございました。皆様、いかがでしょうか。

○ 委員 異議なし

○ 小國副部長兼環境生活企画室長 はい、異議なしとのことでございますので、会長は渋谷委員をお願いしたいと存じます。それでは、審議会条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、渋谷会長には会長席にお移りいただき、以後の進行を会長をお願いしたいと存じます。

○ 渋谷会長 ただ今、選任いただきましてありがとうございました。いつの間にか11番長くいることになってしまったようで、それで選ばれたのかなとも思っております。今日も大変暑くなっておりますし、今朝ですかね、またのクマの被害に遭われた方もいらっしゃるということで、環境問題、非常に多岐にわたって重要な問題になっていると思います。そういう意味で、この審議会の役割というの、大変大きなものがあると思っております。引き続きではありますけれども、皆様方の円滑な運営について御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますけれども、会議の次第により議事を進めていきたいと思えます。

○ 渋谷会長 議事の「(2)岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について」を議題といたします。会長職務代理者の指名につきましては、審議会条例の第3条第3項の規定によりまして、会長が指名することになっておりますので、職務代理者には伊藤委員をお願いしたいと思います。伊藤委員、よろしいでしょうか。

○ 伊藤委員 はい、伊藤です。承知いたしました。よろしく申し上げます。

○ 渋谷会長 よろしく申し上げます。

次に、議事の「(3)岩手県環境審議会部会員の指名について」を議題といたします。部会委員は、審議会条例第8条第2項の規定におきまして、会長が指名することになっております。審議会は、先ほど御説明ありましたけれども、5つの部会が設置されてお

りますので、それぞれの部会の、部会の委員の専門分野等を考慮いたしまして、私の方から指名させていただきます。部会の割付を行った「岩手県環境審議会委員名簿」をこれより配布いたしますので、御確認をお願いしたいと思います。

リモートの委員の皆さんにはお配りできないので、画面の方、御確認をしていただきたいと思います。

- 大友委員 大友ですけども、3番の大友です。非常勤講師じゃなくて客員研究員です。
- 渋谷会長 名簿の訂正をお願いします。
- 吉田環境生活企画室企画課長 大変申し訳ございませんでした。後ほど訂正させていただきますと思います。
- 大友委員 はい、お願いします。もしくは、山形大学名誉教授だけでいいです。
- 吉田環境生活企画室企画課長 承知しました。
- 大友委員 はい。
- 渋谷会長 皆様、いかがですか。御確認いただけましたでしょうか。何か御意見、御質問等ありましたらいただきたいと思います。辻委員の方から何かございますか。
- 辻委員 辻ですけども、温泉部会の方は、私は外れたということでもよろしいのでしょうか。それを確認しておきたいと思ひまして。
- 渋谷会長 はい、そう、そのようにいたしました。よろしいでしょうか。
- 辻委員 承知しました。
- 渋谷会長 他の委員の方はいかがでしょうか。
- 委員 (異議なし)
- 渋谷会長 はい、ありがとうございます。それでは、この本部会の配置で今後御審議をよろしくお願ひ致します。

5 報告

- (1) 令和5年度岩手県環境基本計画の進捗状況について
- (2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (3) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

- 渋谷会長 それでは次に、5の報告に移りたいと思います。「(1)令和5年度岩手県環境基本計画の進捗状況について」、事務局から御報告お願いいたします。
- 吉田環境生活企画室企画課長 はい。事務局の岩手県環境生活企画室企画課長の吉田と申します。
この説明、申し訳ございませんが、こちら着席にて御説明の方をさせていただきますと思います。

令和5年度岩手県環境基本計画の進捗状況についてでございますが、今回、新任の委員の方もいらっしゃることから、進捗状況に先立ちまして岩手県環境基本計画の概要について説明させていただきます。資料2-1をご覧ください

岩手県環境基本計画は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第11条に基づき策定したもので、県の総合計画である「いわて県民計画(2019~2028)」の推進に向けた、環境分野の基本的方向を定める計画として位置付けられ、令和3年度~令和12年度の10年間を計画期間としています。

本県の環境施策が目指す将来像として「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」を掲げ、本県の環境経済社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の二つの施策領域を設けています。

「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」では資料右上段に記載の3つの施策分野に総合的指標5指標を、また、「環境分野別施策」では資料右中段に記載の5つの施策分野に総合的指標10指標と施策推進指標28指標を設定し、進捗状況の点検を行うこととしているものです。

計画の概要につきましては以上としまして、次に資料2-2の令和5年度岩手県環境基本計画の進捗状況について御説明します。

1つ目の「地域資源の活用による環境と経済の好循環」についてですが、主な取組として、県内市町村における地域脱炭素と地域経済循環の取組を後押しし、持続可能で豊かな地域社会を実現するため、「再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き」を作成・公表しました。こちらにつきましては資料2-3をご覧ください。

協定の内容としまして、エネルギーの地域内循環や売電収入等の地域還元、周辺環境の保全などを例示しておりまして、市町村の協定締結を促すことで地域脱炭素と地域経済循環の取組を後押ししようとするものです。

資料2-2に戻りまして、2つ目の「自然と共生した持続可能な県土づくり」についてですが、環境と共生した陸上風力発電の円滑な立地を促進するため、立地選定に関する基準や環境影響評価の項目・評価手法に関するチェックリスト等を記載した陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインを改定しました。こちらについては、資料2-4をご覧ください。

取組のポイントとしましては、県内を①原則として立地を避けるべき区域(レッドゾーン)、②立地による影響を低減すべき区域(イエローゾーン)及び③立地による影響を確認し事業との両立を図るべき区域に区分し、明示したものです。

これにより、事業者が計画段階の立地検討でこれらに配慮した事業計画を策定することで、環境リスクの低い場所で迅速かつ円滑にアセス手続を進められるよう促すものです。

再び資料2-2に戻りまして、3つ目の「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」についてですが、エシカル消費の普及啓発と連動させ、消費者に対し、食品ロス等の削減に関する啓発資材を出前講座等で配付するなど、普及啓発を実施しました。

続きまして、環境分野別施策についてです。

1つ目は、気候変動対策です。GX(グリーントランスフォーメーション)の推進に向けた県と市町村の一層の連携強化に向け、副知事をCGO(最高脱炭素責任者)とし、各市町村の副市町村長とで構成する県市町村GX推進会議を新設し、それぞれの役割や先行市町村の事例共有、国や県の施策紹介等を行いました。

次に、2つ目の循環型地域社会の形成についてですが、プラスチックごみ削減の取組を促進するため、ワンウェイプラスチックの使用削減等に取り組む事業者を「いわてプラごみ削減協力店」として登録するとともに、プラスチック代替素材の使用を行おうとする際に、試供品を提供し、導入を通じた普及啓発を行いました。

3つ目の生物多様性の保全・自然との共生についてですが、ツキノワグマ及びカモシカ

の地域個体群の安定的な維持と被害防除を図り、イノシシについては捕獲を中心とした適正管理を行いながら人と野生動物との共生を推進するため、捕獲技術マニュアルの周知や捕獲技術講習会、ツキノワグマの市街地出没に対応するための訓練等を実施しました。

4つ目の環境リスクの管理につきましては、国内の石綿使用建築物の解体棟数が2030年頃にピークを迎えると推測される中、石綿飛散防止対策を推進するため、建物解体等の現場に立入検査を実施するとともに、建設業者等を対象とした事業者向け説明会を開催しました。

5つ目の持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進についてですが、環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにおいて、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員を派遣するとともに、環境学習広報車「エコカーゴ」を活用し県内各地を訪問する出張環境学習会等を実施することにより、環境学習及び環境保全活動を支援しました。

資料10ページをご覧ください。参考1としていますが、指標の達成状況について、暫定のものではありますが、こちらについて説明いたします。

現在、6月ということで、まだ実績値が出ていないものもございしますが、そこはご了承いただければと思います。

各指標の達成度は、向上、横ばい、低下またはA、B、C、Dで計算しております。各分野の進捗状況は、主に総合的指標の達成度をもとに、すべての指標が向上またはA、Bであれば順調、向上またはA、Bが半数以上であれば、概ね順調。向上またはA、Bが半数未満であればやや遅れ、低下またはDが半数以上で遅れ、と判断しているところでございます。

1つ目です。①の「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」についてですが、こちらの指標につきましては、現時点ではすべて未確定のため進捗状況が判断できていない状況でございます。

それぞれの指標につきましては、後ろの方のページにございますが、「地域資源の活用による環境と経済の好循環」については炭素生産性の1指標、2つ目の「自然と共生した持続可能な県土づくり」の指標は、快適に暮らせる生活環境に関する満足度、それから災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度の2つの指標、3つ目の「環境に優しく健康で心豊かな暮らしの実現」の指標は、自然に恵まれていると感じている人の割合、それから住まいに快適さを感じている人の割合の2つとなっております。

次に②の「環境分野別施策」のところでございますが、総合的指標は達成度Aが2指標、達成度Bが4指標、達成度Dが1指標で未確定が4指標となっております。

施策推進指標は、達成度Aが12指標、達成度Bが6指標、達成度C、Dは無く、未確定が10指標となっております。

各分野の進捗状況については、「生物多様性の保全・自然との共生」と「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」の分野が順調、「循環型地域社会の形成」の分野が「概ね順調」と判断しております。

なお、気候変動対策と環境リスクの管理の分野につきましては総合的指標がすべて未確定ですので、現時点では判断できない状況です。

次の11ページには、参考2として計画に関連する個別事業の事業数と予算額を記載しております。

続きまして、12ページ以降が報告の本文となります。こちら本文は、年度末の審議会の際に、冊子として報告させていただくもの原形となります。

「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」の状況ですが、こちらは17ページに、横断的施策の1つ目の総合的指標の達成状況が載っておりますが、先ほど御説明した通りまだ結果が出ておりません。

同じく横断的施策の2つ目の指標の状況は21ページに、3つ目の指標の状況が24ペ

ページにございますが、いずれも結果は出ておりません。

25 ページからは「環境分野別施策」の本文となっております。最初が「気候変動対策」です。指標の状況でございますが、29 ページにございまして総合的指標はいずれも未確定、施策推進指標は確定している指標はAまたはBとなっておりますが、まだ未確定のものが多い状況でございます。

30 ページからが「循環型地域社会の形成」についてですが、指標の状況は 32 ページにございます。こちらの総合的指標の一般廃棄物のリサイクル率がDとなっておりますが、それ以外はAまたはBとなっております。

次に、33 ページからが「生物多様性の保全・自然との共生」についてですが、指標の状況は 37 ページにございまして、確定している指標は全てAまたはBとなっております。

次に 38 ページからが「環境リスクの管理」についてでして、指標の状況は 40 ページを御覧いただくと、確定している指標は全てA、それ以外は未確定となっております。

最後に 41 ページからが、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」についてですが、指標の状況は 44 ページにございまして、未確定の 1 指標を除き全てAとなっております。

各分野の個別の取組の状況につきましては、後ほど資料をご確認いただければと思います。駆け足となってしまいましたが、説明は以上です。

○ 渋谷委員 はい、ありがとうございます。ただ、今の御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問はございますか。鈴木委員お願いします。

○ 鈴木委員 はい、県立博物館の鈴木と申します。よろしく申し上げます。個別のことで質問してもよろしいでしょうか。

37 ページ、生物多様性などに関わる場所の総合的指標の達成状況の下の施策推進指標の状況の表についてですが、(2)の施策推進指標の状況の表の 1 番上に、「条例指定希少野生動植物の確認数」で単位「種」、現状 16 種、実績値 R 5 が 14 種で達成度 B というふうに記述されておりますが、この指標がこのような施策推進指標として出てきたのは、私、初めて拝見したのですけれど、まず質問ですが、「確認」とは何をもって「確認」とおっしゃっているのかということをお教えください。それと、14 種を確認となっているのですが、確認できていない種というのは何か理由があるのかお分かりでしたら教えてください。

○ 渋谷会長 お願いします。

○ 酒井自然保護課総括課長 自然保護課の酒井でございます。こちら施策推進指標の「条例指定希少野生動植物の確認数」のところでございますが、従来はですね、「イヌワシの繁殖率」ということで希少種の状況を把握しようとしているところなのですが、環境報告書の総合的指標に「イヌワシつがい数」として、状況を示す指標があるということで、今回、希少野生動植物の状況を確認できるものがないかということで、ちょっと見直しを検討した時ですね、今、希少種条例の中に指定しております種として 16 種ございましたので、こちらの種の維持というのを、今回、施策推進指標ということで掲げさせていただいたという背景になってございます。こちらの実績値の確認に当たりましては、それぞれの希少野生動植物の関係につきまして、その希少種がある地域の保健福祉環境センターの方で現地確認をすとか、また、そうじゃない場合ですと、それぞれの専門分野の方々に、条例で定める希少種の生息状況が確認されているかどうかの聞き取りをさせていただいたところだったのですが、この中で確認できていない希少種の 1 つとして、2 年に 1 度しか調査していない「セダカオサムシ」がございまして、こちらを 5 年度調査しておりませんでしたので、これをちょっと確認取れないということで、外しているのと、あ

ともう1つはですね、「ゴヨウザンヨウラク」に関しましても、お話を聞いたところ、この時は確認ができなかったということで、今回は外して14種、ということで実績とさせていただいたところでございます。

- 鈴木委員 ありがとうございます。そうしますと、詳しい状況を把握するというよりは、現在、県に生息・生育していることが有識者を含めて聞き取りで把握できたものを「確認」としておられるということですね。
- 酒井自然保護課総括課長 はい、そのようにしてございます。
- 鈴木委員 おそらくその確認の範囲にもよるのだと思うのですが、明らかに生育しているものが確認できないものに入ってしまったり、逆に、生育はしているけれど非常に個体数が減っていて、危機的状況にあるものでも「確認」となってしまうと、指標としては「B」になってしまう、これが施策の推進指標として適切かというところは、少し疑問を感じざるを得ないところでございます。聞き取りの範囲を広げていただくとか、もう少しその保全状況が反映できるような指標ですと、より望ましいのかなと思いますが、これはコメントでございます。ありがとうございます。
- 渋谷委員 はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。はい、岩井委員。
- 岩井委員 すいません、岩井と申します。ちょっと聞きたかったのですが、29ページ、エネルギー関係の「乗用車の登録台数に占める電動車の割合」ということで、おそらく県の数値として出ていると思うのですが、私が矢巾町の環境審議委員を勤めていた時に、市町村の方に、どのぐらい町内で電動車に変わっているかという話をした時に、正直言って、県でも把握してないようなので、町でも把握できていないという話が出たのですが、ここには92.7パーセントとか、数値とか現状値とかが出ているので、その辺の把握しているのはできているという事でよろしいでしょうか。これでいきますと、CO₂削減率が計算できたり、電動車の登録台数は個人情報もあるのかなということなのですが、電動車の普及とCO₂削減、経費削減もあり、補助金とかも結構出ているようなのですが、この辺りというのは、(市町村ごとに)把握できているか、ということをお聞きしたいと思います。
- 渋谷会長 はい、ありがとうございます。
- 千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長 こちらにつきましては、国の方がまとめた各県別のデータがございますので、この数字を持って報告させていただいていますので、数字自体は出ています。ただし、市町村の数字になりますと、そこまでのデータは国から公表されていないため、私どもでも把握できておりませんので、おそらくその辺で市町村別のデータはちょっとわからない、というお話が矢巾町から出されたものと思っております。
- 岩井委員 もし、そういうことまで細かく行けば、各市町村でもこのようなCO₂削減の目標値を出したり、それから、せつかくこのような取組・制度、EVの充電器等の普及というような形があると思うのですが、そういうものの普及がなかなか下まで伝わってないかなということが結構あるので、どこに充電器があるか、急電器(急速充電器)があるかっていうようなことも、地域ではなかなか分かっていないようなので、もう1回そういうところまで細かく出していただければ、地域で考えていけるのかなと思いましたので、よろしく願います。

- 千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長 はい、ありがとうございます。EVの充電設備のところにつきましても、どこにあるかというのはやはり周知が必要だと思っておりますので、その点も検討していきたいと思っております。ありがとうございます。
- 渋谷委員 はい、ありがとうございました。はい。では、後はいかがでしょうか。それでは次に、リモート出席の委員の皆様方から御質問ございませんでしょうか。御質問がある時にはボタンを押していただきたいと思っております。東北農政局さん、お願いします。
- 宮本亮特別委員 はい。東北農政局の宮本です。進捗状況の点検で、例えば私が直接関係ある農産漁村の環境保全活動への参加人数もそうなのですが、いくつか、多分データの取りまとめの関係でR5の実績値が載ってなくて、達成度もまだ未評価のものがあると思うのですが、こういったものは、いつの段階の審議会で達成度の評価がされるのでしょうか。1年遅れってということでも今回出ると思うのですが、そういうわけでもなさそうなのですが、どの段階で各項目こう評価が行われるというスケジュールなののでしょうか、教えてください。
- 渋谷会長 はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。
- 吉田環境生活企画室企画課長 はい。今集約中のものについては、おおよそ6月、7月、8月、あるいは9月と言った夏ぐらいには数値が確定するものがほとんどでございますので、全てこの評価が入ったものR5年度の実績値が入ったものを委員の皆様にご紹介できる時期というのは、今年度の第2回目、1月ぐらいも開催を予定しておりますが、その段階では確実に入っている状況になっております。
- 宮本亮特別委員 わかりました。では、次回また御報告をお願いします。
- 吉田環境生活企画室企画課長 承知しました。
- 渋谷会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。特にないですか。はい、ありがとうございます。それでは、次の議事に進みます。部会報告に入りたいと思っております。本来であれば、各部長さんから御報告をいただいてもいいのですが、各部長がまだ決まっておられませんので、事務局から御説明をいただきたいと思っております。「(2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について」、事務局から御報告をお願いします。
- 加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 環境保全課の加藤と申します。座って御説明させていただきます。水質部会からの御報告でございます。49 ページ、資料3を御覧ください。よろしいでしょうか。本年1月30日に開催いたしました水質部会におきまして、1「審議事項」にありますとおり、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部改正について、審議を行いましたので御報告いたします。

3「要旨」にございますとおり、内容につきましては、水質汚濁防止法に係る排水基準を定める省令が改正されまして、6価クロム化合物、大腸菌群数について変更されたことから、これに合わせて条例施行規則で定める排水基準を改正するというものでございます。次のページに参考資料を用意しておりますので、御覧ください。

1「経緯」のところは飛ばしまして、2「規制の対象」でございますが、条例では、水質汚濁防止法で定めている業種以外の湿式集じん施設及び廃ガス洗浄施設を設置している工場・事業場を規制しておりますが、公共用水域における水質を保全するため、省令と同様の基準とすることが適当であります。3「改正の内容」でございますが、6価クロム

化合物は、0.5mg/Lから0.2mg/Lに規制を強化、こちらは本年4月1日より施行されてございます。また、大腸菌群数につきましては、大腸菌数という指標に見直しをしております。こちらについては、令和7年4月1日の施行ということになってございます。

審議の結果、事務局案の通り議決いたしております。水質部会からの報告は以上でございます。

- 渋谷会長 はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、まず会場の委員の皆様から御質問あればいただきたいと思っております。如何でしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に、リモートで出席の委員の皆様方、御質問はございませんでしょうか。御質問のある方は挙手ボタンを押していただければ。
- 渋谷会長 はい。ありがとうございました。特にないようですので、次に進みたいと思っております。(3) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について 事務局より御説明をお願いします。
- 酒井自然保護課総括課長 自然保護課総括課長の酒井でございます。着座にて説明させていただきます。それでは、お手元の資料、資料51ページ、資料4でございます。資料の4を御覧願います。温泉部会の審議報告は1件ということでございます。令和6年1月12日付で諮問されました温泉掘削許可申請につきまして、令和6年2月7日に部会を開催し、審議したところでございます。
これは、温泉法第3条第1項の規定に基づきまして、株式会社長内水源工業 代表取締役 長内信平から、温泉掘削の許可申請があったものでございまして、内容を審議したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、「許可相当」としてございます。温泉部会の報告は以上でございます。
- 渋谷会長 はい、ありがとうございました。ただ今の御説明について、まず会場の委員から御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に、リモート出席の委員の方から御質問はございませんでしょうか。御質問のある方は、挙手ボタンを押していただければ。特にございませんね。それでは、次に進みたいと思っております。

6 その他

- 渋谷会長 6、その他ございますが、何かございますか。御出席の委員の皆様方、何かございますか。リモートの出席の委員の皆さん、何かございますか。事務局の方からは何かございますか。
- 渋谷会長 特にないようですので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。
- 小國副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長、ありがとうございました。以上で本日の審議会を終了といたします。本日は大変ありがとうございました。